

一般組合員・短期組合員とは

任用形態によって適用される社会保険制度が異なります。



一般組合員は、**健康保険と年金の両方**とも公立学校共済組合に加入

短期組合員は、**健康保険のみ**公立学校共済組合に加入し、年金は日本年金機構（一般厚生年金）に加入

組合員種別	任用形態	社会保険制度	
		年金	健康保険
一般組合員	常勤一般職員、再任用フルタイム職員、任期付職員、フルタイム非常勤職員（12月超）※2	公立学校共済組合 (公務員厚生年金)	公立学校共済組合
短期組合員	臨時的任用職員、再任用短時間職員（週20H以上）、パートタイム非常勤職員 ※1、フルタイム非常勤職員（12月以下）※2	日本年金機構 (一般厚生年金)	

※1 非常勤職員の社会保険適用には、週20時間以上勤務、報酬月額88,000円以上、雇用期間2か月1日以上の条件あり。

※2 フルタイムの非常勤職員については、雇用が引き続き12月を超えた場合は、13月日の初日から当共済組合の年金が適用され、一般組合員になります。

組合員種別が切り替えになる（一般組合員↔短期組合員）際の手続きについてはこちらから

HP

検索

→ 手続きナビ → 組合員資格・年金の手続き

→ 組合員に関する手続き → 異動・組合員種別変更の手続き



Q 掛金や給付内容は違うの？

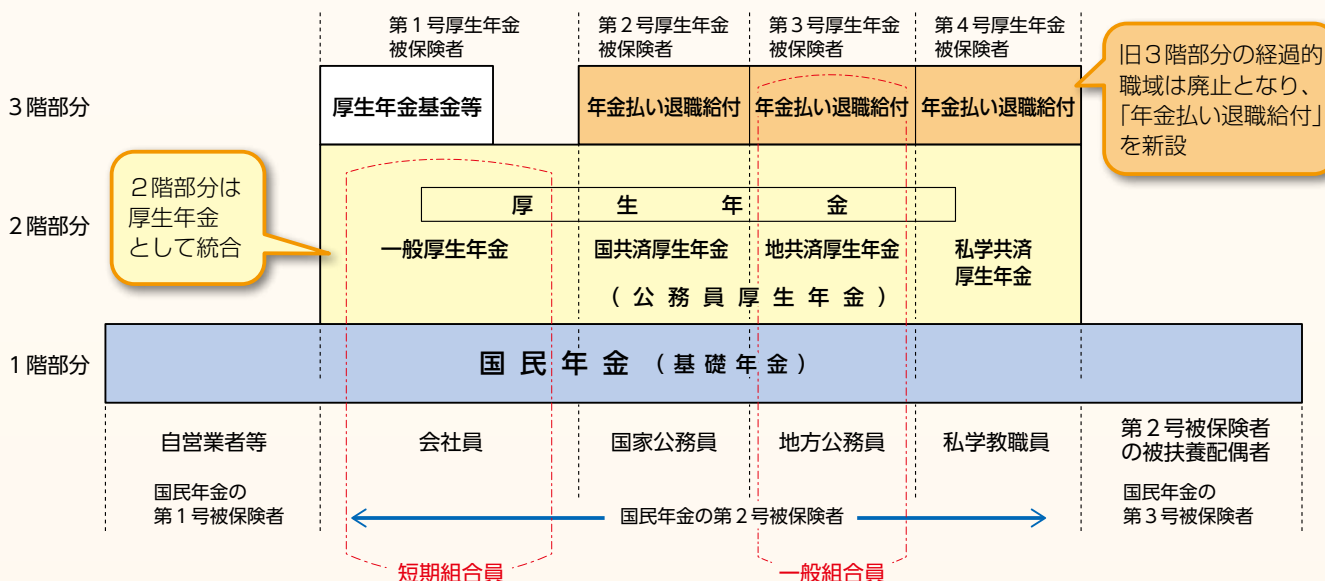


A 一般組合員と短期組合員では、健康保険、厚生サービスに違いはありませんが年金のみ一部違いがあります。

短期組合員の方は、公務員厚生年金でなく一般厚生年金の加入ですので、公務員独自の年金部分（3階部分）である「年金払い退職給付（退職等年金給付）」の加入はなく、その掛金の徴収がありません。

厚生年金（2階部分）は公務員厚生年金、一般厚生年金とも掛金率、支給要件、支給内容に違いはありません。

【年金イメージ図】被用者年金一元化後（平成27年10月～）



在職中に受給する年金額については、P.17をご覧ください。

